

「大分県暴力団排除条例施行規則」の一部改正（案）について

令和8年5月1日

大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課

1 改正趣旨

令和8年3月26日付で「大分県暴力団排除条例の一部改正」が公布され、同年7月1日に施行を予定していますが、それに伴い、同条例の施行に関して必要な事項を定めた「大分県暴力団排除条例施行規則」の一部を改正するものです。

2 改正要点

- (1) 立入検査（新設）
- (2) 公安委員会の中止命令・再発防止命令の方法（新設）